

委託第5号

道路排水ポンプ等保守管理業務委託

仕様書

令和5年度

おいらせ町

## 【道路排水ポンプ等保守管理】

### 1. 保守管理期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 2. 道路排水ポンプ等箇所数及び点検回数、所在地 別紙のとおり

### 3. 保守管理方法

#### (1) 定期点検

受託者は、管理技術者を派遣して、次のとおり保守点検を実施すること。

##### ①点検時期

点検時期は別紙のとおりとする

##### ②ポンプ及び付帯設備の保守点検

(振動・騒音の有無、作動状況の確認、レベルスイッチの点検調整等。)

##### ③電気設備の保守点検 (電気工事士)

(絶縁状況、腐食の有無、電圧・電流の確認。)

##### ④ポンプ槽内の異物除去及び清掃時期の判断

(異物の除去時には、交通誘導員を配置し適正な安全管理を行うこと。)

##### ⑤ポンプの老朽化及びオーバーホール時期の確認・報告

#### (2) 緊急保守管理

受託者は、定期点検とは別に、緊急通報時(停電、異常高水位、故障等)及び委託者からの要請があった際には、その都度受託者の管理技術者を派遣し、緊急保守管理を行うこと。

また、停電等によりポンプ槽内の異物が汲み上げられず溢れる可能性がある場合は、委託者と協議のうえバキュームカー等により早急に汲み取りを行う。

なお、緊急保守管理費は本委託の範囲内とする。

#### (3) 補修、部品交換、オイル交換

受託者は、定期点検・緊急保守管理の結果、補修等を要すると判断した場合は、委託者から承諾を得たうえで実施すること。

なお、軽微な補修や部品交換、オイル交換にかかる費用は本委託の範囲内とする。

### 4. 報告

受託者は、定期点検・緊急保守管理を行った際は、点検記録票を作成・提出し、その確認を受けるものとする。様式は任意とする。(報告書鑑、総括表、各ポンプの記録票、点検工程毎の写真を添付すること。)

## 【道路排水ポンプ清掃】

### 1. 清掃実施時期

令和5年4月1日から令和6年3月31日までのうち  
(協議のうえ決定する)

### 2. 清掃回数等

別紙のとおり

※一覧以外の箇所は点検等により指示するものとする。

### 3. 清掃方法

- ①揚泥車による給水、吸泥。(汚泥は産業廃棄物となるので、許可業者による適正な収集運搬及び処分をすること。)
- ②高圧洗浄車による槽内の洗浄。(産業洗浄(高圧洗浄作業)技能士)
- ③揚泥車またはポンプによる洗浄水の除去。
- ④作業員が槽内に入る必要がある場合は、労働安全衛生法に定める「酸素欠乏危険場所」となるので、法令で定められた酸欠防止措置をとること。
- ⑤作業時は交通誘導員を配置し、適正な安全管理を行うこと。
- ⑥作業に必要な資格の資格証(写)を提出すること。
- ⑦その他関係法令を遵守すること。

### 4. 報告

受託者は、ポンプの清掃を実施した際は、報告書を提出し確認を受けること。様式は任意とする。(報告書鑑、清掃前・後、作業状況の分かる写真を添付すること。)

## 【共通】

本仕様書に記載されていない事項であっても、業務上当然必要と認められる事項については、委託の範囲内で実施するものとする。

## 【その他】

### 1. 長期継続契約

ア) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、発注者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更又は解除することができる。

(1) ア) の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受注者に通知するものとする。

(2) ア) の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

イ) 業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等（以下「最低賃金等」という。）の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。

### 2. 疑義

本仕様書に定めのない事項で疑義等が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ決定するものとする。また、業務に関する協議等については、打合簿により行うものとする。